

韓国における破綻金融機関の整理および破産制度

クォン・ウンジ(權恩志)*

I. 序論

韓国における破綻金融機関の整理制度は、金融委員会(以下金融委)が破綻金融機関を指定、整理の方式を決め、預金保険公社(以下預保)が資金の支援および経営管理を担当する。当該金融機関の破産が決定されると、裁判所の破産手続開始決定により破産財団が設立され、預保が破産管財人を選任、財団を管理して最終配当後、裁判所の決定により破産手続が終決される。本稿では、破綻金融機関の指定から整理および破産終決までの手続を、貯蓄銀行の事例を通じて概観してみる。

II. 預金保険公社の機能および役割

預金保険公社は、対象金融機関(付保金融機関)からの預金保険料等の収入で預金保険基金を組成し、対象金融機関が破綻する場合、営業が停止された金融機関の預金者等に預金を金融機関に代わって支払い、破綻金融機関の整理過程において出資、出捐など資金を支援することで、預金者を保護し金融市場の安定を図る役割をする¹⁾。

* Research fellow, Korean Deposit Insurance Corporation, Korea

1) 「預金者保護法」第1条(目的) この法は、金融機関が破産等の事由により預金等を支払できない状況に対処するために、預金保険制度等を効率的に運営することで預金者等を保護し、金融制度の安定性を維持に貢献することを目的とする。

預金保険公社は「預金者保護法」に基づいて 1996 年 6 月設立、1997 年から銀行に対する預金保険業務を開始した。1998 年 4 月には保険、証券、総合金融機関、相互貯蓄銀行、信用協同組合などの預金者保護基金を統合し、六つの金融界に対して統合預金保護業務を遂行している²⁾。基金統合と同時に、預金保険基金に金融圏域ごとにアカウントをそれぞれ設置し、アカウントごとに区分して計理することが規定されている。2015 年現在、付保対象金融機関は銀行、金融投資会社、保険会社、総合金融危機、相互貯蓄銀行であり、2015 年 6 月の時点を目録とした付保対象金融機関の現況は<表 1>の通りである。

<表 1> 対象金融機関の現況

('15.6 月末基準)

区分	銀行	金融投資会社	保険会社	総合金融機関	相互貯蓄銀行	合計
個数	56	113	49	1	81	300

資料：預金保険公社

III. 破綻金融機関の整理および破産手続の概要

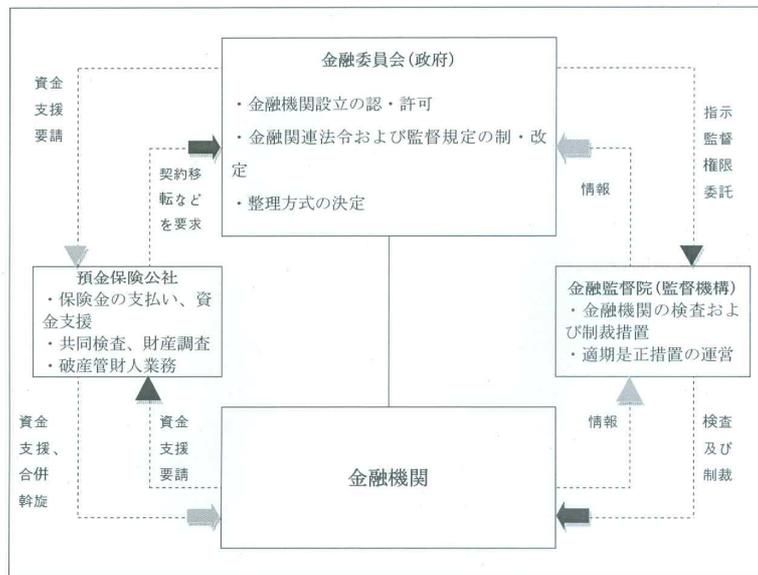
韓国は、金融委員会によって破綻金融機関が指定されることから整理手続が始まる。破綻金融機関とは、「金融産業の構造改善に関する法律（以下‘金産法’）」第 2 条第 2 項と「預金者保護法（以下‘預保法’）」第 2 条第 5 項によって、負債が資産を超過するか、保険事

2) 信用協同組合は 2004 年 1 月から預保の付保対象から除外され、信協のアカウントは信協中央会に移転され自律的に管理されている。

故等の理由で預金等の支払が停止された金融機関として定義されている。

金融委員会は、金融監督院の検査結果および預金保険公社の経営状態実査結果、そして経営評価委員会の意見を総合的に考慮して、負債が資産を超過する金融機関を破綻金融機関として指定し、破綻金融機関に対して経営改善を要求する適期是正措置³を取ることになる。適期是正措置は、金融機関の財務状態によって経営改善の勧告、経営改善の要求、経営改善の命令の3段階に区分される。一定期間内に当該金融機関が経営改善命令を履行できない場合、金融委は預保の整理方案の準備を要請する。預保は、預保法と金産法に基づいて最小費用の検証を経た後、金融委に整理方案を提示する<図1>。

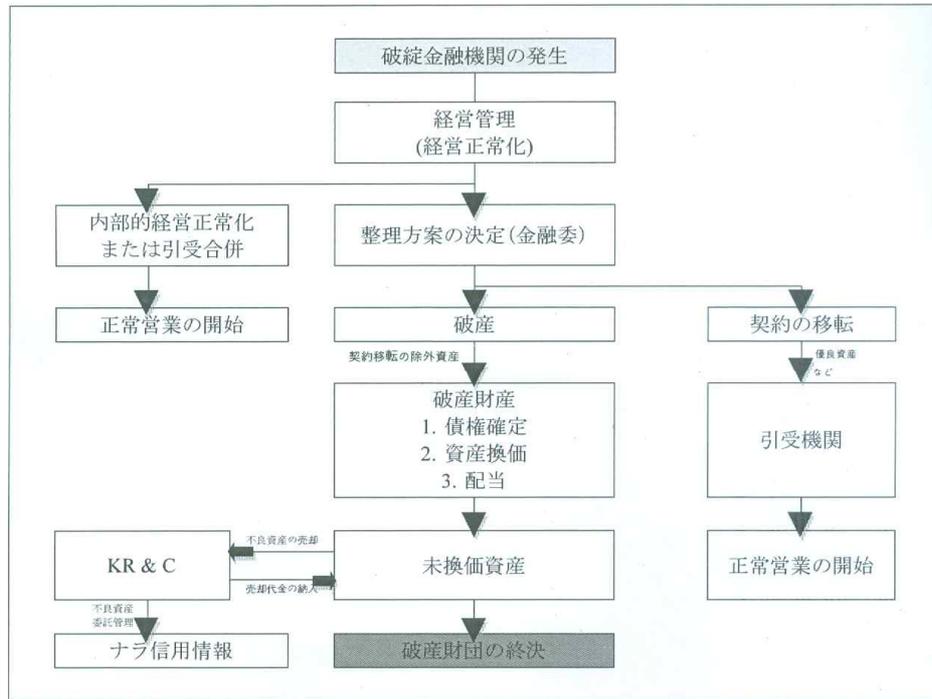
<図1> 破綻金融機関の整理体系



3) 1997年「金産法」に基づいて導入された適期是正措置は、金融機関の自己資本比率等の財務状態が一定基準に達しないか、巨額の金融事故または不良債権の発生により金融機関の財務状態が一定の基準に達しないことが明かであると判断される場合、自動的に適用される。

金融委が破綻金融機関の回生可能性が高いと判断する場合は、一般的に当該金融機関の株式を消却し、預保が預保基金を投入して、内部的な経営正常化（または M&A）方式で整理手続が進行される。これに対して、回生が不可能であると破綻する場合は、契約移転の命令によって引受機関またはブリッジバンクに 5 千万ウォン以下の預金、もしくは優良資産等を契約移転し、契約移転除外資産は破産財団に移転する。預保は、出捐等の資金支援と 5 千万ウォン超過の預金者等に対する保険金等を支払い、その後破産財団の管財人として選任され、破産手続を進行することになる。破産財団は債権確定、資産換価および配当業務を遂行し、換価できなかった資産は、整理金融機関である KR&C⁴に売却した後、破産財団は終結される<図 2>。

4) 破綻金融機関の効率的な整理のために、'99. 12. 27. 「預金者保護法」に基づいて預保が出資し、整理金融公社（RFC）が設立された。KR&C は、整理金融公社が公共機関の先進化推進計画に従って、ペーパーカンパニーに転換（09. 11 月）された整理金融機関である。KR&C は、①破綻金融機関の整理し未引受不良資産の引受および管理・回収、②破産財団の早期 終結時残余資産の引受および管理・回収、③預金の代支払および破産配当の回収、破綻関係者に対する損害賠償債権の取り立ておよび訴訟管理等の役割を担当する。アメリカの FDIC の RTC、日本の DICJ の RCC も、これと類似の整理金融機関である。



<図2> 破綻金融機関の整理および破産手続

IV. 破綻金融機関の整理制度

1. 破綻金融機関の整理原則

預保は、破綻金融機関等に対して保険金を支払うか資金支援をする場合、預金保険基金の損失が最小化する方式（最小費用の原則）を適用するようにしている。また預保が資金支援をする場合には、対象金融機関の破綻に責任がある者（株主、経営者、役員等）の公平な損失分担を前提にしなければならない。

(1) 最小費用の原則

「預金者保護法」第38条の4（最小費用の原則⁵⁾によると、預保は破綻金融機関に対して保険金を支払うか資金支援をする場合、預金保険基金の損失が最小化する方式を適用しなければならない。最小費用の原則に妥当するかを判断するために破綻金融機関の資産・負債等に対する実査を行って、経営および債務状態を客観的に把握し、整理方式によってかかる費用を検証しなければならない。もし、その金融機関の清算または破産等が金融制度の安定性を大きく害する恐れがあると預金保険委員会が認める場合⁶⁾は、最小費用の原則の例外を認めることができる。

(2) 公平な損失分担の原則

「預金者保護法」第38条の5（公平な損失分担の原則⁷⁾によると、預保は資金支援のとき、金融機関の破綻に責任がある者の公平な損失分担を前提にしなければならない。金融機関の破綻により機関が整理される場合、株主は減資等の措

5) 「預金者保護法」第38条の4（最小費用の原則） 公社は、付保金融機関および当該付保金融機関を金融持株会社法に従って子会社等にする金融持株会社に対して保険金を支払うか資金支援をする場合、預金保険基金の損失が最小化する方式を適用しなければならない。

6) 預金保険委員会が、破綻金融機関等の清算または破産等が金融制度の安定性を大きく害する恐れがあると認める場合、在籍議員の2/3以上の賛成を得て特別決議をすることで、最小費用の原則に従う方式以外の方式で資金支援をすることができる。

7) 「預金者保護法」第38条の5（公平な損失分担の原則） 公社は、資金支援の際には、支援対象である付保金融機関の破綻に責任がある者の公平な損失分担を前提にしなければならない。

置を通じて責任を負担し、破綻に責任がある役員および不良債務者は、破綻責任の調査を通じて損害賠償責任を負担することになる。金融機関および職員は、経営正常化履行約定の締結によって、人員の減縮、貸金凍結などの自救努力をすることで損失を負担する。

2. 破綻金融機関の整理方式

預保は破綻金融機関の整理原則に従って、最小費用の検証を経て金融委に整理方式を提示する。整理方式は、大きく閉鎖型整理方式と非閉鎖型整理方式とに分けることができる。閉鎖型整理方式は、破綻金融機関の認可・許可を取消し、市場から退出させる方式で、第三者契約移転（P&A）、架橋金融機関（Bridge Bank）設立、清算・破産（Liquidation・Bankruptcy）等がある。非閉鎖型整理方式は、当該金融機関の認可・許可を維持した状態で合併、売却、正常化措置等を取る方式で、M&A、オープンバンクアシスタンス（Open Bank Assistance、OBA）等がある。

（1）閉鎖型整理方式

1） 第三者契約移転（P&A）

第三者契約移転は、金融委員会の行政処分により破

綻金融機関の個別資産および負債、またはその発生の基礎となる契約上の地位を、第三者に選択的に移転する閉鎖型整理方式である。破綻金融機関は、資産の全部または一部と、すべての保護対象預金等を第三者に移転することになる。この方式は、引受機関に退出される破綻金融機関の優良資産と負債だけを移転するので、合併に比べて引受による同伴破綻危険が少ない。また、合併や清算に比べて処理過程が迅速であるため、引受過程が長期化する場合に発生しうる金融機関の企業価値の毀損や預金者被害、取引企業の不渡りおよび金融市場の不安等の副作用を最小化することができる。さらに、引受プレミアムの回収を通じて基金損失を最小化できるという長所もある。預保は、第三者契約移転の方式で破綻金融機関を整理する場合、破綻金融機関の負債が資産を超過する純資産不足分に対する出捐、資産の買取等の方法で資金を支援する。支援した資金は、破産手続においての残留資産の換価・配当を通じて回収するか、資産を売却することで回収できる。

2) 架橋金融機関 (Bridge Bank)

破綻金融機関を整理する過程において、純債務が過多である場合、経営状態が悪化し、売却や合併、第三

者契約移転等を推進することが難しい場合は、一時的に預金等の債務の支払い、貸付などの債権の回収、その他様々な整理業務を遂行するために架橋金融機関（Bridge Bank）を設立する⁸。ブリジッドバンクを通じて破綻金融機関を整理する場合、預保はブリジッドバンクに出資、契約移転、純資産不足額の出捐等によって資金を支援し、支援した資金は、出資株式の埋却、破産の配当により回収する。ブリジッドバンクの契約移転方式は、第三者にブリジッドバンクを売却するか、売却に失敗する場合、破産処理をすることで終了する。

3) 清算・破産（Liquidation・Bankruptcy）

清算・破産は、破綻金融機関を閉鎖して、預金保険公社が預金者保護法上の付保預金に対して保険金を支払う閉鎖型整理方式である。清算は、解散することにより本来の活動が停止された法人（清算法人）が事務処理等の目的で清算人を選任し、財産関係を整理する手続である。これに対して破産は、債務者が自分の弁済能力では全体債権者に対する債務を完全に弁済でき

8) アメリカの場合、破綻金融機関を第三者に移転する必要性は認められるが、適切な時期に引受人が現れない場合、連邦預金保険公社（Federal Deposit Insurance Corporation, FDIC）がこれを暫定的に引受け管理することで取引相手方の便宜を図り、継続企業としての価値が毀損されるのを最小化するためにブリジッドバンクを設立する。

ない状態になる場合、債務者の全体財産を管理するか換価して、全体債権者の債権比率に従った公平な金銭配当をすることを目的として行われる裁判上の手続をいう。この方式は他の整理方式より直接費用等が少なく、国民経済的損失も比較的少ない場合に適用され、主に貯蓄銀行や信用協同組合など、中小型金融機関の整理方式として活用されてきた。清算・破産によって破綻金融機関を整理する場合、預保は当該金融機関の預金者に、一人あたり5千万ウォンを限度に保険金を支払う方法で資金を支援し、支援した資金は預金債権を譲受け破産債権として届出、配当を受けることにより回収する。

(2) 回生型整理方式

1) 売却または合併 (M&A)

M&A方式は、公開売却手続によって破綻金融機関を他の金融機関に売却するか合併させる方式で、清算・破産または契約移転 (P&A) で整理するとシステム不安を招く恐れがあると判断されるときに適用する。M&A方式で破綻金融機関を整理する場合、預保は破綻金融機関の純資産不足額を出捐するか、資産を買取するなどの方式で資金を支援する。出資によって資金を支援するとき

は、損失分担の原則に従って、破綻に責任ある既存の株主に対して全額減資を行うことで、経営正常化以降企業価値回復による利益が破綻原因ある既存株主に分配されることがないようにしている。

2) オープンバンクアシスタンス

オープンバンクアシスタンス（Open Bank Assistance, OBA）は、破綻金融機関に対して預保が出資、出捐等に資金支援をして経営を正常化させる方式である。破綻金融機関の引受希望者がないと判断される場合や、売却ができなかった場合には退出されるのが原則であるが、退出による国民経済的な損失が大きいと破断されると、資金支援をして経営を正常化させた後、一定期間が経過してから売却する方式で整理する。オープンバンクアシスタンス（OBA）方式で整理する場合、預保は、破綻金融機関の純資産不足額の出捐および資本適正性を維持するための出資によって資金を支援する。支援した資金は、出資株式を売却する方法で回収する。

3. 破綻した貯蓄銀行の整理事例

預保は、2003年新預金保険基金が出帆した以来、破綻貯

蓄銀行を、主に閉鎖型整理方式ある清算・破産、第三者契約移転、整理金融機関（ブリッジバンク）を通じた契約移転によって整理している⁹。<表2>をみると、2003年以降2014年まで破綻貯蓄銀行の整理方式は、清算・破産方式が3件、第三者契約移転方式が18件、ブリッジバンクを通じた契約移転方式が24件であり¹⁰、オープンバンクアシスタンスの事例が1件だけ存在する。

<表2> 2003年以降破綻貯蓄銀行整理方式現況

	清算・破産	第三者 契約移転	ブリッジ バンク	OBA	合計
2003	1	-	-	-	1
2004	1	-	-	-	1
2005	1	1	2	-	4
2006	-	1	-	-	1
2007	-	-	4	-	4
2008	-	-	2	-	2
2009	-	-	2	-	2
2010	-	-	1	-	1
2011	-	4	5	1	10
2012	-	9	5	-	14
2013	-	2	3	-	5
2014	-	1	-	-	1
合計	3	18	24	1	46

資料：預金保険公社

9) 2002年政府は公的資金償還対策を立てて、預金保険基金の分離を推進した。2002年12月「預金者保護法」改正によって、2002年末以前の債務償還のための金融構造調整関連基金は預金保険基金債権償還基金として、2003年からは、預金保険業務を担当する基金は預金保険基金としてそれぞれ分離された。

10) ブリッジバンクを通じた契約移転方式の実施により2005年以降、総11個のブリッジバンクが設立された。そして、2014年4月、イェシン貯蓄銀行の売却を最後にブリッジバンクの売却はすべて完了された。

従来は、貯蓄銀行の整理時に破綻金融機関の決定、および経営改善命令、それと同時に営業停止処分をしてから整理手続を進めた。これは、営業を継続しながら整理する場合に予想される大株主と経営陣の不法行為と、バンクランなどの発生を防ぐための措置であった。しかし、営業停止処分によって金融取引が中断されることにより、預金者と与信取引者等の不便と被害が生じ、地域金融の委縮を招く副作用が発生した。また、新規営業の停止および与信事後管理の問題等により、当該金融機関の資産価値が下落するなど預金保険公社の基金損失も拡大された。したがって、このような問題点を根本的に解決するために、アメリカのFDICのような金融取引が中断されない整理方式の導入の必要性が起きた。

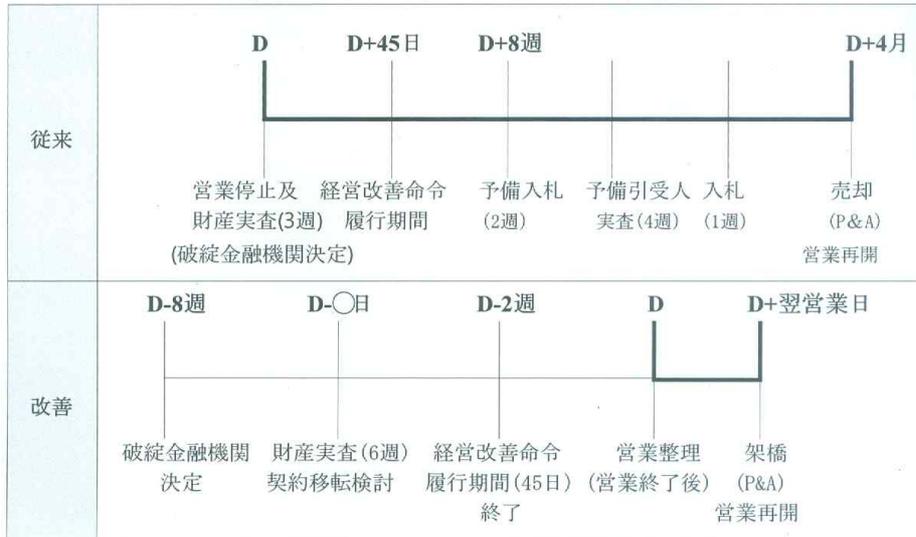
一方、金融取引が中断されない整理方式を導入する場合、整理手続の露出によるバンクラン、既存大株主および経営陣の不法行為等に副作用が生まれる可能性があるため、これを最小化するための措置が取られた。バンクランの対応体制を整え、預金動向に対する常時モニターリングシステムを築き、金融情報について弱い階層に対する教育を強化している。他方、ブリッジバンク契約移転方式を積極的に活用して、破綻貯蓄銀行が迅速に整理できるように誘導した。また、大株主と経営陣の不法行為を遮断するために適期是正措置を行う。既存の役員の職務を停止させ、預保と金融監督院を経営管理人に選任して当該貯蓄銀行管理を行う。このような方法によ

り、営業を継続しながら整理手続を進めることができる。また、バンクランとか、既存大株主と役員の上法行為とかを、事前に遮断できるように制度化した。

預保は、2012年下半期から破綻金融機関決定後営業停止まで、財産の実査および最小費用の検証等を完了し、金融取引が中断される期間なしに、すぐ営業を再開できるように整理方式を改善した。金曜日の営業終了後、営業停止およびブリッジバンクへの契約移転、月曜日営業再開方式は営業停止期間を従来の4ヶ月から2日に大幅に減少させ、アメリカのFDICと同等の水準まで達している<図3>。

2013年11月以降に整理された3つの貯蓄銀行は、すべて金融取引の中断なしの第三者契約移転によって整理された。同方式の導入により長期間（従来の4ヶ月）金融取引が中断されることで、預金者等の取引相手方に生じている不便および被害がほとんど解消され、金融市場に混乱を招くことなく破綻貯蓄銀行を整理できるようになった。また、営業中断による企業価値の下落を相当部分防止することができ、地域の庶民金融委縮の防ぐことができるようになった。

<図3> 整理方式改善による営業停止期間の短縮



V. 破産制度

1. 韓国の金融機関の破産財団の管理

韓国の金融機関の破産は、閉鎖型整理方式である清算・破産と契約移転（P&A）のときに発生する。1997年世界通貨危機以来2014年末まで、総487行の金融機関が破産した<表3>。金融圏ごとに見てみると、銀行5行、保険者11行、金融投資会社4行、総合金融会社22行、貯蓄銀行120行、信用協同組合324行である。この中で438行の破産手続は終結され、残り49行の破産財団の破産手続が進行中である。

<表 3> 金融分野ごとの破産財団の現況

(14.12 月末基準、単位：行)

区 分	銀行	保険	金融投資	総金	貯蓄銀行	信協	合計
破産宣告	5	11	4	22	120	325	487
破産終決	5	10	4	17	77	325	438
破産進行	0	1	-	5	43	-	49

資料：預金保険公社

韓国のすべての破産手続は「債務者回生および破産に関する法律（旧破産法）」に従って裁判所の監督を受け、裁判所は同手続を総括する破産管財人を選任する。破産管財人は、破産財団の資産に対する管理・処分権限があり、破産財団の資産を早期に最大限換価して、破産債権者たちに公平に分配する義務がある<表 4>。

<表 4> 経営管理と破産の違い

区 分	経営管理	破産
代表者	管理人(預保)	破産管財人(預保)
監督機構	金融委員会	裁判所
開始	金融委員会の決定	申立権者の申立ておよび裁判所の決定
根拠法令	金融産業の構造改善に関する法律等	債務者回生および破産に関する法律
主要業務	破綻の予防および健全経営の誘導	破産財団の換価および破産配当等

金融機関は一般企業より保有資産の規模が大きく、その内容が複雑であるので、管理に高度の専門性が要求される。特に、債権回収のために与信および担保の取得、資産の運用、債権の回収手法等の金融業務に対する専門知識が必要である。金融機関の破産は金融だけではなく、経済全般に深刻な波及

効果を及ぼし、預保の支援資金が回収できない場合、国家の財政負担にも繋がるので、一般の破産手続よりも迅速で効率的な処理が必要である。金融機関の負債のほとんどは預金であるので、預金者に対する保険金の支払い等によって債権を譲受けた預保が最大債権者になる。預保の支援資金回収を極大化するためには、破産財団の資産の速やかな整理や管理費用の節減など、破産財団の効率的な管理が重要である。したがって「公的資金管理特別法」および「預金者保護法」は、預保が資金支援をした金融機関が破産した場合、預保またはその職員を破産管財人として選任するように定めている¹¹。それに従って、2014年末の時点で破産手続が進行中である全国49個の破綻金融機関の破産財団に対して、預保破産管財人が単独または共同で選任されている¹²。

11) 預保は、破産財団の最大債権者として直接的な利害関係があるので、預保が破産管財人として選任されるのは公正性の問題があり、債権者平等の原則を違反するとの主張が提起され、ソウル地方法院等が2001年1月と2月に憲法裁判所に違憲訴訟を提起をした。そして、憲法裁判所は2001年3月、預保の破産管財人選任に対する合憲決定を下した。金融機関の倒産による経済的波及効果の深刻性および公的資金の迅速で効率的な回収の必要性を鑑みると、預保の管財人選任は正当な立法目的であると判断した。また、預保は破産債権者の一員であるが、それと同時に、金融経済秩序の安定のために積極的な公共福祉の役割を遂行するので、他の破産債権者との関係において非合理的な特別待遇を受けるとは言えない。また、法的地位と専門性を考慮すると合理性と正当性も認めることができ、適正手続の原則に違反することはないと判断した。

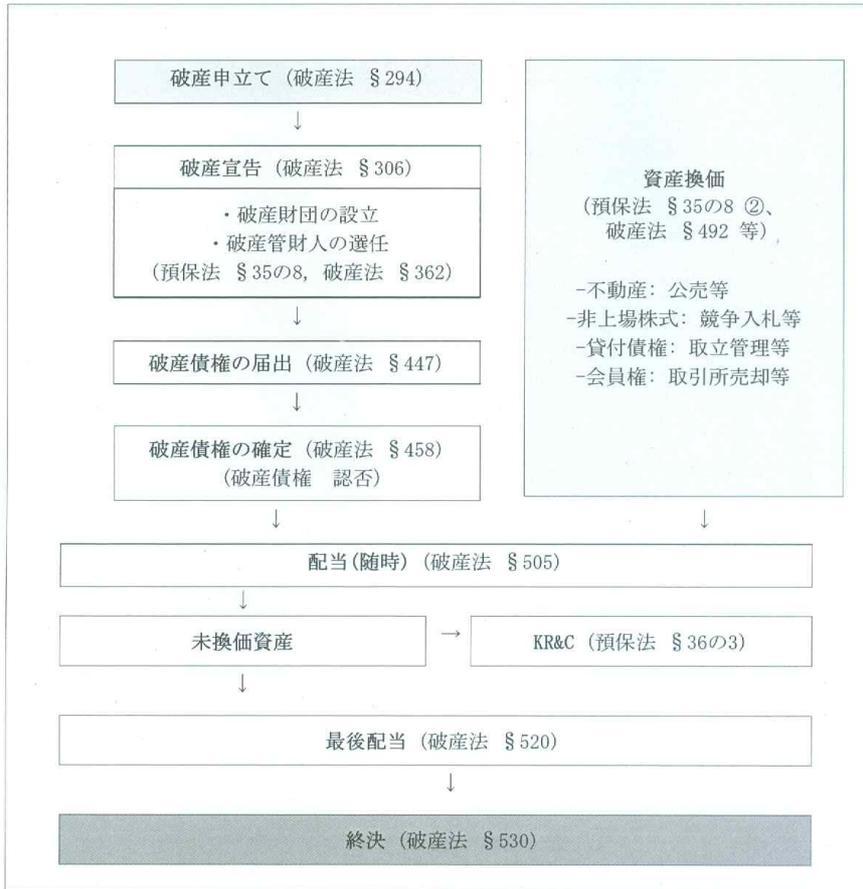
12) 現在、破産手続が進行中である49行の金融機関の破産財団のうち、48行の財団は、預保が単独破産管財人として選任されていて、残りの1行の財団には弁護士等と共同で破産管財人が選任されている。

2. 破産手続の進行

裁判所は預保の破産申立てを受け、当該金融機関の破産財団を設立し、預保を破産管財人として選任する。その後、届出された債権金額に対して裁判所の指揮の下、認否手続を通じて破産債権を確定させる。資産売却等の換価業務は預保が主導的に遂行し、訴訟や費用執行、配当などの業務は、裁判所の管理・監督の下で行われる。

預保は、破産手続に参加し破産配当金を受領することによって、破綻金融機関の整理過程で投入していた資金を回収する。市場性がないか、売却が困難な資産はKR&Cで売却する。資産の換価および関連訴訟が終了すると、最後配当後破産手続は終決される<図4>。

<図4> 金融機関の破産手続および関連法



3. 預金保険公社の破産財団管理

(1) 破産財団の管理現況

2014年の時点で、全国49行の破綻金融機関の破産財団に対して、預保破産管財人が単独または共同で選任されていた<表5>。預保は、2007年7月から地域統括責任者制度を設け、全国に散在している破産財団を8行の広域地域ご

とに分けて管理することで破産財団運営の効率性を高めている。破産管財人代理人一人が、同一広域地域内のいくつかの破産財団を担当し、一つの事務室で破産財団を統合・運営することで、破産財団の業務補助人および破産財団保有資産の効率的な管理と現金事故予防が可能になり、事務実統合による賃借費用、建物管理費、消耗品に対する費用節減効果を得ている。

〈表5〉破産管財人の選任現況（14.12月末基準、単位：行）

区 分	全体破産財団 ¹⁾	破産管財人		
		預保単独	弁護士単独	共同 ²⁾
破産財団数	49	48	-	1

- 注： 1) 法的終決財団(438行)は除く、公的資金が投入されていない高麗、東西証券の破産財団および2010年1月1日に信協中央会に移管された14行の信協破産財団は除く
- 2) 預保が弁護士等と共同で破産管財人として選任されている破産財団

(2) 保有資産の換価および配当

破産財団の保有資産は正常営業中の資産ではないので、破産以降の期間経過により価値が急激に低下する傾向がある。したがって、破産財団の保有資産別の特性に合わせた最適の換価方法を適用し、早期に最大限回収できるようにする努力が必要である。預保は、破産財団の保有資産を迅速で効率的

に売却するために保有資産を類型別に分類、それに合わせた売却方法を用意し、推進している。

預保は、破産財団保有資産の効率的な管理のために「統合資産管理システム (FASTs)」を取り入れ運営している。同システムを利用して、破産財団資産の類型別保有現況および売却対象資産等を常に体系的に把握できることで、破産財団の資産管理の効率性が大きく向上している。これとともに、破産財団の配当業務の効率性を高めるために「破産債権および配当管理電算システム (CDIS)」を2008年から取り入れて運営しており、破産債権の管理および配当金支払手続を電算化して、配当関連業務の適正性と迅速性を高めている。2012年以降、破産財団保有資産の売却実績は<表6>の通りである。

<表6> 破産財団保有資産の売却実績

(14.12月末基準、単位：件、億ウォン)

区 分	2012		2013		2014	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不動産	106	748	406	2,626	304	5,219
非上場 株式	6	95	26	157	22	235
会員権 (ゴルフ・ コンド)	50	41	32	40	90	104

* 保有資産の公売および随意契約等で売却した件数・金額

(3) 破産債権届出方式

預保は、破綻金融機関を契約移転方式で整理する場合、清算・破産方式と債権比率が同一に維持できるように制度を運営することで、債権者間の衡平の維持に努めている。契約移転方式で整理する場合、預保は純資産不足額を出捐し、引受人から資金支援額に相当する契約移転代金債権（引受人の未収金債権）を譲受け、破産債権として届出することになる。預保が譲受けた債権を全額届出すると、一般債権者の場合、清算・破産するより少ない破産配当金を受け取る結果になる。したがって、これを阻止するために預保は、契約移転当時の債権者比率が同一に維持できるよう保有債券の一部だけを破産債権として届出する。

(4) 概算支払金制度の運営

預保には、契約移転時、差し引いた移転対象資産の価額分について、一般債権者より優先的弁済を受ける経済的に効果が発生する。保険金支払い後破産した場合、すべての債権が破産配当手続によって換価されるので回収に相当な期間がかかるが、契約移転の場合は、預保が保険金として支払うべき預金額（移転負債）から移転対象資産価額を差し引いてから資金を支援するので、破産配当による換価より優先弁済を受ける効果が生じる。

預保と一般債権者との間で経済的な衡平を保障し、長期間の破産手続進行による不便を最小化するために、一般債権者も契約移転の時点において一部の配当金を優先受領できるように概算支払金制度を運営している。預保が一般債権者から預金等の債権（破産債権）を買取、将来に受けるべき破産配当金を現在価値に割引して優先的に支払う制度である。実際の破産配当金（債権回収の所要費用を控除）が概算支払金を超過する場合は、その差額を清算金として追加的に支払う。

（５）破産財団の合理的な終決

破産財団にこれ以上換価すべき資産がなく、訴訟等がすべて終決された場合、破産手続は終結される。預保は破産財団の費用に対比した換価の効率性を検討し、効率性が低下している財産については、管轄裁判所との協議を経て、残余資産を評価、売却した後、最終配当を実施して法的終結をするようにしている。破産財団の保有資産の換価が停滞して、財団維持費用が回収額を超過するなどの非効率性が発生している破産財団を速やかに整理することで、破産債権者に対する配当を極大化することができる。一方、預保は破産手続が終結された後にも、各地域統括責任者を通じて、一般債権者の苦情や法律関係整理等などの事後管理業務を遂行している。

以上。